

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 高橋 昌造

- 1 日時
平成 24 年 1 月 11 日（水曜日）
午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 55 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
高橋昌造委員長、岩崎友一副委員長、工藤大輔委員、大宮惇幸委員、郷右近浩委員、
名須川晋委員、千葉伝委員、吉田敬子委員、高田一郎委員、佐々木茂光委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
村上担当書記、高橋担当書記、山舘併任書記、漆原併任書記、佐藤併任書記
- 6 説明のため出席した者
東大野農林水産部長、高前田理事、橋本副部長兼農林水産企画室長、
徳山農政担当技監、須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、
寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、
沼崎技術参事兼農村計画課総括課長、小岩農林水産企画室企画課長、
高橋農林水産企画室管理課長、大友団体指導課総括課長、
小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、
千田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、
山田畜産課総括課長、渡辺畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、
藤川森林整備課総括課長、佐藤森林保全課総括課長、
石田水産振興課漁業調整課長、大村漁港漁村課総括課長、
菅原競馬改革推進室競馬改革推進監、佐藤競馬改革推進室特命参事、
平野競馬改革推進室特命参事
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
(1) 継続調査
「農村起業活動の取組状況について」

9 議事の内容

○高橋昌造委員長 皆さん、おはようございます。委員各位を初め、東大野部長及び当局の皆様には昨年は大変お世話になりました。ことしもどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから農林水産委員会を開会いたします。なお、赤澤森林整備課整備課長は第5回国際森林年国内委員会に出席のため、欠席となりますので、御了承願います。

この際、農林水産部長から発言を求められておりますので、これを許します。

○東大野農林水産部長 委員会冒頭にお許しをいただきまして、当部職員の不祥事案につきまして報告とおわびを申し上げます。

去る1月7日でございますけれども、沿岸広域振興局農林部職員が仙台市におきまして公然わいせつの容疑により逮捕されるという事案が発生いたしました。事件につきましては、現在取調中であり、本人とも面談ができない状態でございます。事実関係が明らかになった段階で、しかるべき対処をさせていただきます。日ごろから部内職員に対しましては、公務中はもちろんのことでございますが、日常生活におきましても県民の信頼を損ねることのないような行動をするように申し渡しているところでございましたが、こうした中で逮捕者が出たということはあってはならないこととございまして、この場をかりましておわびを申し上げます。まことに申しわけございません。

○高橋昌造委員長 これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程のとおり、農村起業活動の取組状況について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局から説明を求めます。

○鈴木農業普及技術課総括課長 それでは、お手元に配付しております農村起業活動の取組状況についての資料に基づきまして説明させていただきます。本日の説明は、目次でございますようにⅠ、農村起業活動の動向、1、起業活動の類型、2、起業活動の現状、このうち農村女性起業数の動向、それから起業類型、年間販売額、起業活動実施者の年齢構成等を説明したいと思っております。Ⅱ、それを受けまして課題と今後の取り組みにつきまして、1、課題、2、課題の要因分析、3、今後の施策の方向性について御説明したいと思っております。なお、参考資料としては、近年の受賞歴、それから主な活動事例を掲載させていただいております。

それでは、1ページをごらんください。農村起業活動の動向のうち起業活動の類型について説明いたします。農村起業とは農家などが経営の多角化、農作物の高付加価値化等を図る目的で、加工、販売、流通等の新たなビジネスを起こすこととあります。農村地域で進められている農村起業活動は、農業の6次産業化や集落営農組織の経営の多角化の進展の中で活発になってきております。特に農村女性を中心となっていく起業活動につきましては、農家所得の向上ですとか、女性の経済的自立、地域の活性化を図る上で極めて重要な取り組みとなっていると認識しております。

農村起業の特性につきましては、地域の資源活用、地域貢献、地域に根ざしていることがなりわいとしての理念であると言われております。そのうち農村起業の政策的な位置づけでありますけれども、平成4年6月に発表された新しい食料・農業・農村政策の方向の中で、農村女性を初めて担い手として位置づけたということがございます。同年の農山漁村の女性に関する中・長期ビジョンの中では、農村女性起業と位置づけられまして、その発展を支援していく方針が示されました。さらに、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定によって、女性の社会参画、女性が力をつけていくエンパワーメントという視点が加えられるようになりまして、すなわち農村起業と農村女性は密接不可分に関連づけられながら政策的に推進してきたと言えると考えております。

そこで、起業活動の類型についてですが、大体六つに類型されております。これは農林水産省における分類でございます。Ⅰ、農業生産、それからⅡ、食品加工、Ⅲ、食品以外の加工、Ⅳ、流通・販売、これにつきましては農・林・畜・水産物及びその加工品の流通・販売、直売所ですとか、インターネットでの販売等が挙げられます。それから、都市との交流、農業・農村環境を生かした都市との交流でございますけれども、体験農園・農場、農家民宿、農村レストラン等がございます。その他としては、ⅠからⅤに区分できないものとして、農村の生活関連のいわゆるコミュニティビジネスのような宅配事業ですとか、介護事業ですとか、そういった生活関連のものが入ってくるとされております。

次に2ページの図1をごらんいただきたいと思っております。岩手県の農村女性起業数の動向でございます。平成10年度から平成22年度まで調査しておりますが、青がグループ経営の起業数、赤が個人経営の起業数でございます。右端の平成22年度をごらんいただきますと、グループが195経営体、個人が226経営体、計421経営体となっております。このグラフをごらんいただきますと、グループ経営の女性起業数は大体頭打ちで増減が見られませんが、個人経営、赤の棒グラフが年々増加している状況であります。

それから、下の表1をごらんいただきますと、東北における女性起業数、平成20年度調査であります。この表の一番右端をごらんいただきますと、全国では個人、グループ合わせて9,641経営体でございます。それから、その左側をごらんいただきますと、東北では2,299経営体という調査結果になっております。そして、一番左側をごらんいただきますと、岩手県は平成20年度時点では401経営体で、全国順位は3位であります。順に東北を見ますと青森県が11位、宮城県が2位、秋田県が1位、山形県が10位、福島県が9位と、東北は女性による起業数が多い地方だと言えるかと思っております。

次に3ページをごらんいただきまして、図の2であります。起業の類型、これについては複数回答であります。多いのは左から2番目の食品加工で、368経営体が行っており、87.4%の経営体が食品加工を行っているということになります。次いで販売流通が224経営体、53.2%が行っているということでございます。青が平成17年、赤が平成22年の数字でございますけれども、平成17年に比べて増加している類型は食品加工、それから販売流通、そして都市との交流などです。

次に、図3の起業経営体の年間販売額、平成22年度調査であります。このグラフをごらんいただきまして、一番左側の300万円未満について、青がグループ経営で91経営体、赤が個人経営で158経営体、計249経営体となっており、59.6%、約6割が300万円未満の販売額となっております。

一方で、右のほうをごらんいただきますと、1,000万円以上の販売額の経営体もございまして、グループで39経営体、個人で7経営体、合わせて10.9%は1,000万円以上の販売額となっております。販売額が300万円未満の経営体が非常に多いということで、いろいろ経営の考え方をお聞きしますと、販売額の増額はそんなに考えないけれども、生きがい、それから地域貢献を主に考えて、経営的には現状維持でよいという方と、一方ではビジネス型と呼んでいますけれども、事業拡大して所得収益を向上させていきたい、利益、販売額をふやしたいという拡大志向の方がございまして、大きく二つの類型に分かれていると思っております。

それから、もう一つは300万円から500万円、500万円から1,000万円、1,000万円以上と、個人でも高い販売額の経営体もございまして、これを見ますと今後大いに農村起業のビジネスチャンスはあるのではないかと思います。そういう経営者が存在する、経営ビジネスモデルがあるということで、これからの可能性を示唆するものと考えております。

次に、4ページをごらんいただきまして、起業活動実施者の年齢構成ですが、図4の年齢階層別の起業経営体数、平成22年度調査でありますけれども、60歳から69歳の階層を見ていただきますと、グループ経営は平均年齢ですが、88経営体、それから個人では83経営体、合わせて171経営体がこの階層に、次いで50歳から59歳の階層に同じくグループが76、個人が73、合わせて159経営体がありまして、50歳から69歳までの2つの階層を合わせますと76%となり、多くはこの年齢層で農村女性起業活動をされていることとなります。一方で、49歳以下は非常に少なく、この要因につきましては若い世代は子育て期にありまして、研修や組織活動に参加しにくい状況にあるためと考えられます。また、このほかにも要因が考えられまして、家族の中で女性の自立といいますか、自由が得られる、あるいは家族の介護ですとか、子育てから解放される自立期が50歳から来るのかなとも思っているところです。できればもっと若い年代からそのような活動に参画できる環境づくりなどを行う必要があるのではないかとおもうところでございます。

次に、5ページをごらんいただきまして、以上のような状況から課題と今後の取組について説明させていただきます。まず1、課題につきましては(1)、販売額300万円未満の経営規模が零細な経営体が多いという状況でございますけれども、経営発展を志向する経営体もございまして。そのような経営体に対しては、経営体のニーズに応じた支援の充実が課題だと考えております。それから、(2)、若い世代の参画による活動の活性化が必要ではないかということで、経営や技術の継承と人材育成が課題であると考えており、この二つを合わせまして経営体としての発展性を持つことが課題ではないかと思っております。その課題の要因分析としては、まず起業理念や戦略が明確化されていないこと。自己分析不足、組織運営

力が弱い、構成員の経営理念等の共有不足など。それから投資を嫌う、あるいは投資できないこと。ローリスク、ローリターンであること。また、商品開発力が弱いこと。単発型商品、顧客ニーズの探求力が弱い、類似商品の増加など。そして後継者対策、事業の継続性が弱いこと。まとめますと経営者としての能力向上が必要ではないか、経営の基本からのステップアップが求められるのではないかと考えられるところでもあります。

したがって、3、今後の施策の方向性として、まず(1)、一つは収益力の高い経営体への発展を導いていきたいということでありまして、農業の6次産業化の一環として収益力の高い経営を志向する経営体を重点的に育成、支援する対象と位置づけまして、経営発展に向けた具体的な事業計画の作成を誘導し、計画の実現に向けた支援活動の実施により、経営の高度化を促進する。すなわち経営のPDCAサイクルを実施するような活動を誘導していくということであると。PLAN、DO、CHECK、ACTIONという経営サイクルを回すような支援をしていきたいと考えております。

(2)につきましては、一方で現状維持ではあるけれども、地域貢献を目指して活動しているグループや個人の方々に対しては、起業活動の継承と後継者育成、地域に伝わる郷土料理や加工品等の技や知識を有し、地域の食文化の発信や地域活性化に貢献している経営体の活動の継承を促進するという一方で、①、体験交流、研修会等を通じた技や知識の伝承活動を支援していく。②、食の匠の認定や後継者育成によって郷土料理の伝承、発信を支援していくというようなことでもあります。そういった地域貢献型の活動も大事にしながらいちいち求められるお手伝いをしていく必要があるのではないかと思います。その中から、ビジネスを志向する若い人材が出てくることも期待されまして、そのような方については、先ほどのビジネス型への支援をニーズに応じて展開していくというような施策の構想を持って進めていきたいと考えているところでもあります。

具体的な県の取り組みにつきましては、右側でございます。起業者及び起業志向者への相談、指導活動につきましては、農業改良普及センターが技術、経営管理に関する研修会の開催や個別相談、指導活動を実施しております。組織としてもこれらができる人材育成あるいは経験の浅い者でもある程度そのような対応ができるように自分たちで調査研究して、指導のための、あるいは支援のための資料を作成しております。

お手元には配付してございませんが、このようなビジネスを目指す起業経営者育成の推進マニュアルというものを作成しながら起業者に対してどのように支援すればいいかマニュアル化しながら支援しております。

それから、(2)、アグリビジネス創業塾の開催、これは平成22年度は5回、21名の若い起業者、あるいは起業志向のある方々が参加しております。非常に好評で、やはり同じ志を持つ人たちが集まってお互いを知り合うということで非常に刺激になっておりますし、先ほどの経営力向上のための研修とあわせて毎年やっております、好評でございます。

(3)は施設整備に対する事業支援を様々実施しております。

(4)、県のアドバイザー派遣事業につきましては、食のプロフェッショナルチームや産業

創造アドバイザーがビジネス活動をコンサルあるいは支援しております。

(5)の起業経営マネージャー雇用モデル事業、これは将来の経営を担う人材を起業経営マネージャーとして経営体に配置して、その人にOJT、実地訓練によって経営のノウハウを伝承して、次の経営者を育成するというものであります。

(6)のがんばろう！岩手・農村起業復興支援事業の実施、これはことし五つの団体、個人が11名を採用しまして、被災地における新しいビジネスモデル、復興のためのビジネス展開を支援しようということによってやっております。昨年7月から事業を展開してまして、例えば大槌町のマリンマザーズきりきりですとか、宮古市の出崎産直での活動は非常に好評を得ておりまして、被災してどうしようかと迷っていたときにこのように背中を押してもらって、7月から活動して本当によかったという感謝の言葉をいただいております。これは国の予算をいただいて実施したものでございます。

以上、具体的な県の取り組みをかいつまんでお話ししました。あとは参考資料として、説明は省きますけれども、近年の受賞歴、(1)から(3)は国レベルの表彰事業での受賞です。それから、7ページの(4)、むら・もり・うみ女性アグリビジネス活動表彰は岩手県主催の表彰事業であります。

以下8ページ以降は表彰された事例の中から主なものをグループや個人の活動事例として掲載させていただいております。

以上、説明を終わります。

○高橋昌造委員長 ただいまの説明に対し質疑、意見等はありませんか。

○吉田敬子委員 何点か質問させていただきたいのですが、以前に商工労働観光部の経営支援課の方とちょっとお話しをさせていただいて、農業従事者、特に農村女性の方々の支援をぜひ商工関係のほうからも経営支援としてやっていただきたいというお話しをさせていただいたことがありまして、自分も前職で県の男女共同参画センターで仕事をしていたときに農村女性の起業家支援に実際に携わっていたのですが、この資料にもあるとおり結構農業に携わる女性の皆さんが岩手県でも一生懸命活躍されている中で、県の課題として若い世代の参画と経営支援が必要とのことですが、今後の施策の方向性の中でも、特に商工労働観光部との連携を密にさせていただいて、経営支援課でも毎年起業家支援されているとお話しをいただいておりますが、そちらとも連携を強化することで経営体の育成にもつながると思っております。この6次産業化に関しては、この資料の中で若い世代の方々が少ないということですが、実際農業に携われなくても6次産業化に関心のある方は多いと感じていて、男女共同参画関係の起業家支援の講座では若い子育て世代の受講生が多くいらっしゃいました。なぜその講座に参加していたかという点、多分これは男女共同参画課が主催しているので、若い子育て世代の方が参加しやすいような講座になっていたと思うのです。ぜひ一緒に連携することで若い世代が講座等に参加しやすいよう支援をしていただきたいと思いますと思っておりますが、そういう面で御所見をいただければと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 私どもの農村経営活動、ここ10年の取り組みで、職員も

まだ経験不足で、それを補うために職員が集まって調査活動しながら、何とか力を合わせながらやっという中で、やはりまだまだ、商工会ですとか他との連携ということについては、私たちもまだまだ視野が広がっていないということもあると思います。確かに御指摘のとおりで、いろいろ農村起業で成果を上げている方々を見ますと、やっぱり商工会ですとか商工労働関係にも視野を広げて情報を集めて人的ネットワークをつくっている傾向がありますので、我々としてもそういう情報を集めて連携しつつ、若い人や現在活動している人にもそういった視野を広げるようなアドバイスをしながら、我々の力量も高めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○吉田敬子委員 言い忘れたのですが、経営支援課では、例えばフィーチャーベンチャーキャピタルという会社だとか、ファンド支援や資金調達の面でも結構いろいろな講座とかがあるようで、そういう知識がない女性の起業家が多いということを私自身も農村女性の皆さんの起業講座で知りましたので、やりがいとかが、生きがいとしてやられている方が多いというお話だったのですが、もっともっとこれから経営体として伸びていきたいという方もたくさんいらっしゃると思うので、そういうファンドとか、資金調達の面でたくさん支援があるということもぜひ皆さんに教えていただきたいと思えます。

以上です。ありがとうございます。

○千葉伝委員 御苦労さまです。私も田舎にいるもので、こういった起業をする人たちにいろんな支援をする場合に時々聞いたり、見たりしている部分でちょっとお聞きしたいことがあります。

当初は、田舎で無人販売をやって、自分の孫に少し小遣いをとか、そんなところから始まって、それがもうちょっと声をかけて共同化をしようという話から、それから今度はどんどん組織化して、今は道の駅とか、いろんなところでやっていると。そういったことを皆さんの支援も含めやっただけだと思えます。しかし中には、やりたいけれども、建物でやる場合に何か制限があるとか、すぐに動かさなければならぬようなやり方をしなければならぬとか、恒久的な建物ではやれぬとか、という話も前にちょっと聞いたことがあるのですが、今その辺はどうなっているのか。そして、そのようなことをもしやりたいというところがあった場合に、それに対する支援や助成あるのかどうかちょっとお聞きしたいと思えます。

○鈴木農業普及技術課総括課長 建物、特に農産加工の製造となりますと保健所等のいろいろな法制度の許認可なり、条件整備の必要があります。それから販売に当たっては食品衛生法上の表示等、いろいろな法を遵守する必要があります。建物、製造、機械、そして表示包装、そういったものを含めまして、私たちが起業を始めようとする方々にわかる範囲で資料としてまとめて事前に適切にアドバイスできるようにはしております、建物の構造についてもです。当初はいろいろと私どももわからない点があつて、一緒に保健所に行って学んでいましたが、今は大分整理されて、事前にかなりアドバイスができるようになったと。ただし、具体的な建物の構造等については保健所に行つていろいろ相談しながらやっ

ますが、今までよりはかなり円滑にアドバイスができるようになったと思っています。建物の支援につきましては、資料の5ページにありますように農業改良資金ですとか、いわて未来農業確立総合支援事業ですとか、特に来年度の国の予算では女性優先枠というものもあるようでございまして、それらを活用しながらできるだけ初期投資の負担を軽減したいと考えています。女性ですので、当然初期投資には非常に慎重になられますし、我々としても最初から過大な投資はなかなか難しく、一緒にやっていく以上、十分な経営計画をつくりながら慎重にやっていきたいと考えています。

○千葉伝委員 ありがとうございます。これからの人たちがやりやすいよう、そういったことを少しでもバックアップしていただければというふうに考えます。

もう一つ、5ページの(6)がんばろう！岩手・農村起業復興支援事業の実施とありますが、被災地で具体的に今こんなことやっているよとか、ちょっと例があれば教えてください。

○鈴木農業普及技術課総括課長 例えば先ほど申し上げました大槌町のマリンマザーズきりきりでは、「よってったんせえ」という食堂を開設しており、地域の方々やボランティアの方々がそこに行って昼食をとられたりして盛況なようです。もともと農産物の加工販売をしていたのですが、今回被災されまして、どうしようかなと途方に暮れていたようすけれども、このような事業で早く復興の象徴として取り組みませんかとお話しし、7月から営業を開始されたところでありまして、食堂経営等が主であります。

それから、宮古市の出崎産直では、この事業で4人の方を地元採用しまして、産直の仮設店舗の開設と、それから仮設住宅あるいは避難所で食品や産直製品を出前販売しております。その組合の方々は今これを拡大して、さらに新しいビジネスをつくりたいと意欲的でありました。あと個人では米粉をうどんに加工して販売したいとか、被災地で新しい事業創造をしたいという方がございます。そんなあたりでございまして。

○千葉伝委員 ありがとうございます。被災された方々に必要なことはまず住むところということで、現在仮設住宅に入らせていただいていると。その次に、やっぱりどこかで何かを買ったりするというところで、仮店舗でいろいろとやっていただいていると。私も行って見たことがあるのですが、いずれこれからこういった商業的なことはもちろんだけれども、農業関係で個人あるいは団体も含めて可能な限りそういった施設なり、やり方を支援するということは、大槌町に限らず被災地のあちこちで欲しいという声が出ているのではないかなと思いますので、ぜひ頑張ってください。

なお、あわせて何かやるにしても現地の人たちが中心ということであれば当然懐に入る部分もあるのですが、そこがうまくいかない場合には、内陸との連携というか、内陸では野菜とかいろいろつくっているところがあるので、そういったところが被災されたところに支援するとか、うまく連携を組めるようになればまたちょっと違うのかなと感じますので、少し検討していただければと思います。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 ほかになければ、これをもって農村起業活動の取組状況について調査を終了いたします。

この際、執行部から東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取組みについてほか2件について発言を求められておりますので、これを許します。なお、最初の案件に関しては、県土整備委員長から来年度以降議会の議決を要する大規模な災害復旧、復興工事が相当数見込まれる中、議会におけるその審議の方法等について関係する委員会においても共通して調査を行う必要があるとの申し出があったものであり、本日当委員会のほか総務委員会及び県土整備委員会においても執行部から説明を求めることとしているものであることを念のため申し添えます。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 それでは、今委員長からお話しのあった大規模災害復旧事業等についての説明を申し上げたいと思います。

大規模と申しますのは議会案件となります予定価格5億円以上の工事を早期に着工したいということで、そのために契約事務をどのように進めたらよいか検討を進めておりますが、現在の状況について御説明したいと思っております。なお、県土整備委員会では、昨年12月9日に1回目の情報提供をしていると聞いておりますし、先ほどお話しがあったとおり、総務委員会あるいは県土整備委員会でも同じ資料を使って御説明することになっております。

では、資料を御説明いたします。共通の資料のほかに、5ページ、右肩に参考資料の1と書いてある資料がございます。この参考資料1と参考資料2につきましては、当部が独自に作成した資料になっておりまして、まず今回の大震災津波被害の全体像、それからこれからの業務の流れについて理解を深めていただきたいと思い作成したものでございます。

まず、参考資料1ですけれども、災害査定の結果でございます。昨年6月から12月28日まで約半年余りをかけまして国の災害査定があり、その結果を並べております。表が四つありますけれども、1番目が農地・農業用施設及び農地海岸関係でございます。全部で1,000件余り、343億円に上る額になっております。その表の下に参考として書いておりますが、農村建設課が所管しております、例えばほ場整備とか水路の整備など農業農村整備事業全体の県予算がここ3年間の平均で大体200億円ぐらいになっておりますけれども、その1.6年分になるということでございますし、災害に関して申し上げますと、過去3年間の査定決定額の平均が5億円弱ということから見まして、非常に大規模な災害査定であったということがうかがえると思います。

次に、治山・林道施設関係でございます。84億円という査定額になっております。これは治山・林道関係の過去3年間の県予算の平均の1.2年分になっております。また、過去3年間の査定決定額の平均は2.6億円でございます。それから、三つ目です。漁港・漁場・漁港海岸関係でございますけれども、ちょっと1けた違いまして3,025億円ほどになっております。これは漁港漁村課及び市町村所管事業の過去3年間の事業費の平均が69億円ということで約44年分に相当するという膨大な金額になっております。以上、合計しますと

2,500カ所余りで3,450億円という査定額になっております。

次に、参考資料2をごらんいただきたいと思います。災害発生から復旧までの流れを書いております。平成23年3月11日の災害発生後、直ちに被害調査に入りました。この際、市町村はまず民生安定が第一ということで、県が中心になって被害調査に携わったところがございます。瓦れきの中をかき分けながら、県の職員だけでは足りなく、例えば農地の関係では土地改良事業団体連合会とか、設計コンサルの方々あるいはそのOBの方々にご協力いただいて被害調査に当たったところがございます。その後、災害査定という段取りになっておまして、査定設計書をつくるためにいろいろな検討を重ね、査定設計書をまとめて国に事業を申請したと。その後、国の農林水産省あるいは林野庁、水産庁も含めて査定官という方が1人、さらに財務省の立会官という方がいらして現地で査定して事業費を決めていく。そのような作業を12月28日まで進めて最終的に査定額が決まったものがございます。これからの段取りですけれども、非常に大きな災害だったということで査定設計書はモデル的な図面とか断面で国に申請しておりますし、工事費もそれに沿ったということで概算の工事費にならざるを得ない状況になっております。それをいよいよ発注するというところで詳細な実施設計書に組みかえる作業があり、これを進めていく必要があります。そして、設計書がまとまりますといよいよ入札から契約という段取りになります。資料の右側にフローを書いておりますけれども、設計書をつくりましたら施行伺の合議が始まりまして、入札の公告、それから開札、落札の決定、そして契約の締結になるわけですけれども、5億円以上になりますと議会の議決が必要になりますので、ここで仮契約を締結します。その後、契約議案を提案して議決、本契約という段取りになります。ゴシックで書いてある部分が議会案件の場合、追加になる部分ということになります。それから、その後工事の施工が始まる。監督員が現地に行って工事の施工管理をする、あるいは検査員が完成検査をするという段取りを経ていよいよ供用開始されることとなります。これまでも災害査定、実施設計、工事発注、それから工事の施工、完成検査については沿岸地方に職員をシフトしたり、あるいは他県からの応援をいただいて対応しておりますし、来年度においても他県からの応援等を要請している最中がございます。きょうはこの入札から契約についてどのように進めたらよいか、今の検討状況についてお話ししたいと思います。

それでは、1ページに戻っていただきまして、現況と課題からお話ししたいと思います。1ページには現状を書いております。現在の制度を点線の囲みで表現しておりますが、現在の制度では予定価格が5億円以上の工事請負契約については議会の議決を要することとされており、施行伺から契約が成立するまで約5カ月間を要しております。制度的には点線の囲みの下側からごらんいただきまして、地方自治法の第96条で普通地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないということで、政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することとなっております。その上に地方自治法施行令がございます。この中で、地方自治法に規定する政令で定める基準が書いてありまして、工事又は製造の請負は5億円を下らないこととするという一つの目安が示されております。それを受けて、一番上

に、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例がございますが、この中で議会の議決に付さなければならない契約は予定価格が5億円以上の工事または製造の請負とするとなっております。全国的にも5億円以上がほとんどでございますが、例えば東京都は9億円以上と定めております。

それから、下にまいりまして(1)、議決案件の実績ですが、ここ6年ほどの実績を並べてみますと、これは全庁の件数ですけれども、4件に満たない程度の件数となっております。それから、(2)入札手続の概要ですが、通常は年4回開催される県議会定例会の冒頭に提案しております。そのために、入札の手続は定例会の招集日から逆算して約4カ月前までには開始しなければならない状況となっております。

次に、2ページで入札契約手続の流れを具体的に示させていただいております。左側に項目が書いてありますし、右側には例として平成23年度の教育委員会の工事の所要日数を書いており、累計の日数を一番右側に示しております。まず、工事所管課で設計書をつくりまして、それを庁内合議する。その後、公告要件を検討し、入札審議会に諮りまして、入札の公告が始まります。ここまでで大体20日ぐらいかかっております。その後、業者が入札参加を検討し、さらには入札価格の積算をする期間がございます。その後、入札があつて開札されると。その後、参加資格の審査あるいは入札審議会がありまして、落札が決定される。ここまでで大体90日、3カ月ほどを要しております。5億円以上になりますと、ここで仮契約し、さらに契約議案の提案、議決という流れになりまして、この例でいきますとトータルで140日、4カ月と20日ほどを要していることとなります。

次に、3ページに進みます。2番の課題でございますけれども、御案内のとおりかなりの査定額になっており、これからの工事は、非常に件数も多く、工事費も高くなることが想定されますが、限られた期間内に工事を着実に推進しなければならないこととなります。そこで、限られた期間内と書いておりますが、事業の完了期限が一つ定められておりまして、災害復旧事業の場合は原則3年間ですけれども、この震災では特例的に5年程度での完了を目的としております。この5年程度というのは国の復興マスタープランあるいは県の復興基本計画、復興実施計画でも5年程度というおおむねのところが書いてありまして、それに沿って進めていきたいと考えております。ただ、いずれにしましても早期の供用開始、効果発現が大命題でございますので、できるだけ速やかに着工していきたいと考えているところでございます。

それから、2つ目に議決対象案件について、先ほど4件足らずと申し上げましたが、各部局に問い合わせたところ、現在のところ3年間で214件、5年間では232件という膨大な件数となっております。特に平成24年度は最も多くて117件程度が見込まれております。これを、県議会定例会への提案時期別に整理した図2でごらんいただきますと、6月議会に40件、それから9月に46件となっております。これは、実施設計とか、あるいは地元の調整が順調に進むことを前提にしておりますので、これが一つの理想型であるということでごらんいただければありがたいと思っております。

次に、3ページの(3)でございますが、入札契約の迅速化・効率化・平準化と書いておりますけれども、従来どおりの入札手続きを行い、定例会への年4回の提案だけでは迅速かつ効率的に契約手続きを進めることは困難であり、早期の復旧に支障を来すおそれがあります。そこで、入札契約手続に何らかの工夫を加えながら一層の迅速化、効率化による期間の短縮と発注時期の平準化が必要ではないかと考えているところでございます。この発注時期の平準化といいますのは、これから沿岸地方では国、県、市町村あるいは民間の工事が集中します。そうなりますと、人、資材、それらがもう本当に短期間で必要になってくるということで、人や資材の配置とか手配をできるだけ平準化したいという思いもあって書かせていただいております。

次に、4ページになりますけれども、A3判を開いていただきまして、検討の視点と方向性について書いており、考えられる対応策を並べております。大きくは運用面の視点、それからもう一つは制度面の視点と分けておりますが、まずは運用面、今の制度の中でどうしたらうまく運用できるか、その対応策についてご説明します。一つは、入札手続に要する期間の短縮でございます。これは例えば定例会冒頭の提案という通例のほかにもその中間あるいは最終日にも提案したらどうかということ、それから提案日の即日議決もお願いしたらどうかということでございます。メリットとしますと、現在と同じように議会の関与を確保できるのではないかとということ、それから手続面での見直しによって所要日数が短縮でき、それによって議会の議決の機会が増加し得るのではないかとということでございます。一方、その欠点といいますか、デメリットとしましては落札決定後、契約締結及び工事着工は議会の議決まで保留されますので、その結果、完成あるいは効果発現がおくってしまうということ、それから工事の発注が特定時期に集中してしまうことで、先ほどお話しした人や資材の配置とか手配が難しくなるのではないかとということでございます。入札手続に要する期間の短縮につきましては、現在事務レベルで一生懸命検討しております。右側の備考欄に書いておりますけれども、公告準備期間を短縮できないかとか、頻発しております低入札対策についてももう少し調査方法を工夫できないかとか検討している最中でございます。

それから、次に制度面の視点から、一つは専決処分による対応ということで、知事の専決処分、これにも二つございまして、一つめは臨時専決、臨時に専決させていただくということです。メリットとしましては、随時の契約締結が可能であること、それから期間が短縮できる、発注を平準化できることなどがあります。さらに、次の議会で報告承認手続をとることによりまして、議会の関与を一定程度確保できるのではないかとということでございますが、一方デメリットとしましては議会の事前の関与が限定されることとなります。それから同じく専決処分による対応で委任専決というものがございまして、これは現在三つの項目について委任専決されておりますけれども、それと同じようなこととなります。

それから、次に臨時会による対応ということで、必要の都度臨時会を招集したらどうかということでございます。メリットとしましては、契約締結が可能な時期が増加すること、それから発注の平準化も可能だろうということです。一方、デメリットとしましては、議会開催

の時期とか頻度に限界があるのではないかと考えてございます。

それから、制度面の視点の三つ目、県条例の改正でございます。一つは、基準金額の引き上げ、今の5億円を引き上げたらどうかということ。その際今回の大震災津波に係る事業だけ特例的に引き上げるということで、附則改正を想定しております。

メリットとしましては、基準金額を下回る案件は臨時専決の場合と同じようなこと、それからデメリットとしましては、一つは基準金額を幾らまで上げればいいのかということがあります。例えばですけれども、WTO、海外企業の参入も考えられる特定調達契約の適用基準額23億円という一つの目安がございますが、この23億円を一つの目安にしても40件に上るといって、現在の10倍程度になります。そういう一つの目安はあるけれども、基準金額をどういうふうにするかということが一つ問題だろうと思っております。

それから、二つ目は、基準金額を引き上げることによりまして、議会の関与が一部限定されるのではないかと考えてございます。

それから、最後に議決の対象外とする扱いでございます。これは、この大震災津波に係る事業に限定して議会の議決の対象から除外するというので、一番下に米印で書いておりますが、応急仮設住宅の買入れ、これは7,000万円以上が議会の議決案件になっておりましたが、これを議決の対象外とする条例改正を4月の臨時会で議決していただいております。これを踏襲したらどうかということでございます。メリットとしましては、随時の契約ができるという迅速性がありますし、もう一つは変更契約、これは契約金額の5分の1、2割超は議会の議決案件になっておりますけれども、これも随時締結が可能となり、スピーディーにできるということでございます。一方、デメリットは議会の関与が大幅に限定されることとなります。いずれ右側の備考欄に書いておりますけれども、基準金額の引き上げあるいは議決の対象外とする場合であってもその都度議会には報告するというので、かぎ括弧で対応例を書いておりますけれども、常任委員会に契約後、案件の概要などを一覧表にして御報告申し上げるといってございます。

以上、考えられる対応策などについて御説明申し上げましたが、県としましては多額の工事の請負等、地方公共団体の重要な経済行為についてはあらかじめ議会の意思を問うことが必要との考えを十分に踏まえつつ、一方今後本格化する復旧、復興工事を計画的かつ速やかに進めるためには契約手続を迅速かつ効率的に執行する必要がありますことから、関係部局間の連携のもと、全庁での計画的な対応に努めるとともに議会の御意見を伺いながら、さらなる対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○高橋昌造委員長 次に、鈴木農業普及技術課総括課長から県内農地土壌の放射性物質濃度分布調査について説明を求めます。

○鈴木農業普及技術課総括課長 県内農地土壌の放射性物質濃度分布調査について、中間報告をいたします。

要旨として、県は農林水産省農林水産技術会議と連携しまして、県内160地点で農地土壌

中の放射性物質の測定調査を実施しております。160 地点のうち一関市、平泉町の 43 地点の測定が終了しましたので、今回御報告いたします。43 地点の放射性セシウム濃度は最大でキログラム当たり 756 ベクレル。最小でキログラム当たり 122 ベクレルでありまして、水稲の作付制限の判断基準である 5,000 ベクレルを大きく下回っております。他の市町村につきましては、1 月末までに測定結果が判明する見込みであります。調査の概要といたしましては、160 地点で行っております。当初、県として 83 地点行う計画でございましたが、農林水産省に申し入れ、話がまとまりまして、160 地点に拡大したものであります。

調査方法につきましては、県が検体を採取して、国がゲルマニウム半導体検出器を用いて測定しております。農地土壌の放射性物質濃度分布図につきましては、3 月を目途に国が測定結果をもとに作成する予定であり、本県に提供し、また公表される予定となっております。

測定結果の概要等ですけれども、43 地点のうち一関市が 40 地点、平泉町が 3 地点でありました。概況については先ほど説明いたしましたとおりです。

図をごらんいただきたいと思いますと思いますが、一関市、平泉町の農地土壌における放射性セシウム濃度の分布であります。101 から 200 台が 6 地点、201 から 300 までが 11 地点、301 から 400 までが 17 地点ということで、多くが 400 ベクレル以下でございますけれども、700 ベクレル台が 1 地点ございました。なお、放射性ヨウ素については不検出であります。

今後測定結果につきましては、県内農業者に対する次年度の作付や堆肥等生産資材の施用に関する指導などに活用してまいります。今後の予定としては、県担当者会議で調査結果を活用した営農指導についての説明を 1 月 16 日に、なお同日には市町村、J A 等を対象とした研修会を予定しております。

それから、調査結果を活用した営農指導につきましては 2 月から各地で行われる予定となっております。国による調査結果、分布図の公表は 3 月を見込んでおります。なお、資料の 2 枚目には測定結果を、旧市町村名ごとに各サンプルのデータを掲載して添付しております。

○高橋昌造委員長 次に、菅原競馬改革推進監から岩手県競馬組合の発売状況について説明を求めます。

○菅原競馬改革推進監 岩手県競馬組合の発売状況について御説明を申し上げます。

まず、1 の本年度発売額の計画達成状況でございますが、1 月 9 日で今シーズンの岩手競馬が終了いたしまして、開幕からの通算 104 日間の岩手競馬の発売額でございますが、表の実績額 (B) の計の欄にゴシックで記載しておりますけれども、146 億 4,800 万円で、計画達成率は 112.1%と、計画を上回ったところでございます。それから、その内訳でございますが、自場、広域委託、それからインターネットのそれぞれの発売額も計画を上回っております。なお、右側でございます広域受託発売額ですが、これにつきましては 1 月 8 日現在で 48 億 7,600 万円で、計画達成率は 101.4%でございます。それから、2 の対前年度比でございますけれども、今年度と同じ開催延べ日数 104 日間で比較いたしますと、発売額では対前年度比 95.3%、それから競馬開催場入場者数では 97.1%でございます。内訳につきまして

は、説明は省略させていただきますので、資料をごらんいただければと思います。

それから、今年度の最終的な収支の見通しにつきましては、これから競馬組合において、ただいま御説明しました発売実績のほか3月下旬までの広域受託発売、それから執行予定経費等の見通しをもとに精査することとしております。

○高橋昌造委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○郷右近浩委員 それでは、東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取組みについて御質問させていただきたいと思います。

今取り組みについての説明をいただきましたけれども、まず最初に、今後検討を進めていくとのことですが、どの段階で決着をつけたいのか。その方向性について、いつまでに目途をつけたいのかお聞きしたいと思います。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 平成24年度早々から工事に着工したいという思いでございます。そのためにも、次の6月県議会を目指してこれから設計書作りに入っていきたいと思っておりますので、次の2月県議会の中で方向性を決めていただければありがたいと思っております。

○郷右近浩委員 そうなのだろうとは思いますが、ただ、今説明を聞いて、やはり先程お話がありましたとおり、議会との関係と早く進めなければならないところの両方のバランスというか、私自身もどちらが良いのかと思いつつ、ただ、前提条件としてなぜそもそも5億円という基準なのか、当時は他府県も含めてほしいそうだったのかなと思いつつ、なぜ5億円だったのかお聞きしたい。そして、例えば基準金額を何億円までにしたらどうなるのか、資料等があればお聞かせいただければと思います。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 なぜ5億円かということですが、先程ご説明しました資料の1ページでございますが、地方自治法、施行令、この中で5億円を下らないという一つの目安が定められておまして、それを受けて、県で5億円という条例を昭和39年に定めたということが一つの根拠でございます。それが全国的にも同じようなレベルになっておまして、たまたま東京都は9億円、神奈川県は6億円という例外はありますが、ほとんどのところは5億円になっております。地方公共団体が行う重要な経済行為についてはやはり議会による一定の関与が必要だろうということで、5億円という一つのラインが定められているものと認識しております。

それから、基準金額の引き上げはどの程度が良いのかということですが、先程23億円の話をしました。23億円というのは海外企業の参入を認めるか否かという特定調達契約の適用基準額ですが、基準金額をこの23億円以上にしますと、対象案件は42件となっております。さらに、現在、議決案件は毎年4件前後ということで、40億円を一つの目安としますと、対象案件は7件程度となっております。ですから、23億円とした場合であっても現在の10倍程度の件数になるだろうと見込んでおります。

○郷右近浩委員 今あえて再度お尋ねしましたが、結局どこまで基準額を引き上げたとしても、議会との関わりは生じてくるだろうと思っております。先程資料の4ページで、各対応策、

メリット、デメリットをご説明いただきましたけど、私は当初、どちらかといえば県条例の改正に向かっていくのかと思っていましたが、この表を見る限り、どの方策を選んだとしても、なかなか難しい面があるのだなと改めて感じたところでもあります。そうした中で、私の個人的な考えとしては、通年議会という、この表には記載されていない第三の道というか、そのような考え方もあるのではないかと思います。この有事にあたり、これから3年間、本当に復興に力を入れなければいけない今、我が岩手が採るべき選択肢というのはどのようなものなのか。もちろん打合せも何もないわけではありますが、通年議会であれば様々な課題がクリアできると思いますが、理論的な部分で、どのようにお考えかお聞かせください。

○高橋昌造委員長 郷右近委員に申し上げますが、通年議会のことは議会サイドの話になりますので、当局に説明を求められても答弁に困ると思いますし、きょう、沼崎参事からご説明があった議会の議決を要する大規模工事について、私から先程申し上げたのですが、総務委員会と県土整備委員会にも共通しており、議会としての対応がありますので、きょうはひとつ説明をお聞きして、共通の認識を持つということでご理解いただければと思います。

○工藤大輔委員 確認させていただきます。議会との関係の中で、議決を要する部分についてどうするかということは、今後、執行部と議会との意見調整が必要になってくると思いますので、この件については省かせていただきたいと思いますが、入札手続きの簡素化は事務的にどの程度できるか、現状で要する日数からどの程度短縮できるか、見通しがあればお示しください。

それと、農林水産部の事業で対象となる案件は大体何件くらい予定されているのかお聞かせください。

同時に、入札事務もかなり忙しく大変になることと思いますが、さらに、入札決定後の監督、検査体制の拡充も求められると思いますが、来年度どのように体制を整え、適切な施工管理を行おうとしているのかお示しください。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 3点御質問ございましたけれども、まず1点目の事務的にどれぐらいの日数を短縮できるのかというお話でございます。資料の2ページをごらんいただきたいと思いますが、資料の2ページにフローチャートが書いてあります。この一番右側のところに囲みで示しております。二つ囲みがございますけれども、一つは要件設定方法の見直し等によって7日ほど短縮ができるのではないかと。これは現在条件付き一般競争入札を発注するに当たってさまざまな要件を設定することにしておりますけれども、そのやり方をもう少し簡略化できないかということがございます。

それから、もう一つは低入札調査の見直しでございます。現在1億円以上につきましては、低入札があった場合には設計書をきちんとひもといて見積書と突き合わせする以外にも、入札された方からいろいろお話を聞いたりして、本当に施工可能なのかどうか確認しておりますが、そこら辺について短縮できるのではないかとということで、この表では合わせて37日短縮できるとなっています。9月2日という欄を右側に引っ張っていただきまして、91という数字がありますけれども、91から37を引きますと54日、ですから2カ月弱で仮契約

までできるのではないかと考えております。

それから、二つ目でございます。3ページに発注見込み件数がございまして、これは全庁での件数になっておりますが、このうち農林水産部はどのぐらいかということでございます。

(2)に、今後3年間で214件程度と書いてありますが、214件のうち農林水産部は119件になっております。それから、平成24年度は117件のうち70件が当部の所管でございます。図1のグラフでいいますと、平成24年が70件、それから25年が25件、26年が24件ということで、合わせて119件になっております。

それから三つ目、工事の監督とか検査の関係でございまして、先ほどもお話ししたとおり、今年度も他県からの応援をいただいておりますし、既に県の中でも沿岸に人員をシフトして進めておりますが、さらに来年度におきましても人と財源を沿岸にシフトすることは堅持しつつ、他県からの応援も現在知事会等を通じまして要請している最中でございますので、そういうマンパワーを沿岸に集中してこの施工管理とか、検査に当たっていきたくて思っております。

○工藤大輔委員 そうすると今日説明のあったことの多くは農林水産部に関係するものだということがよくわかりました。いずれ、議会との関係もそれぞれ調整しながら、市町村の復興計画との関係もあるでしょうし、兼ね合いを見ながら速やかな対応が取れるような体制を、議会としても考えていかなければならないのだなとさらに認識を新たにしたところでもあります。この件については以上ですが、できるだけ職員の体制等については強く求めていただいて、件数も多く大変な農林水産部は今日までもかなりハードな事業を進めてきていただいたなと思いますので、職員体制については来年度強く求めていただきたいと思っております。

あと放射性物質濃度分布調査についてちょっとお伺いしたかったのですが、今回の調査結果を来年度営農指導等に活用するという表現があったわけですが、具体的にどのようなことを行うのか1点お伺いしたいのと、1月末までに160地点の測定結果が判明する見込みということですが、その後の調査のあり方、進め方等について方向性があればお示しくください。

○鈴木農業普及技術課総括課長 今後の営農指導について、平成24年度の農作物生産に当たりましては、昨年のいろいろな農産物の放射性物質濃度測定、検査等のデータを見ながら、やはり問題が生じないように、簡易分析による定量限界を下回るよう目指して、農家への指導を徹底してまいりたいと考えております。

一方で、今までの土壌分析の結果、あるいは農作物の測定データからこれまで本県では問題となるデータはありませんでしたので、科学的データとこれまでのデータの知見を組み合わせながら、今後の農家への営農指導におきましては、きちんとした対策をすることによって、安全安心な農産物を生産できるということをわかっていただき、管理を徹底していただいて、自信を持って農業生産にいそしんでいただけるよう対応したいと思っております。今後1月下旬には各地方で営農相談のための検討が行われると思っておりますし、2月初めからは農業

者を対象に冬期営農相談会が開催されると思いますので、それに向けた情報提供や現時点の対策マニュアルを提供しながら支援してまいりたいと考えております。また、3月に公表される分布図によりまして、さらに県内土壌の状況を客観的に見える化しながら、もし対応策が必要であれば迅速に、適切に対応してまいりたいと考えております。

○工藤大輔委員 現時点において生産者等から求められている対策について、どのようなものがありますか。

○鈴木農業普及技術課総括課長 現時点では、農業者には農地土壌のセシウム濃度の実態がなかなか見えない不安感があると思っております。したがって、これまで得られた客観的データをお示ししながら、これまでのデータを見る限りでは今後の営農に大きな問題はないと思われるので、営農上の対策としては、今のところ特段農地の除染対策が必要であるとか、農業者の作業上の留意点があるとは考えておりませんが、今後さらにデータを精査しながら問題が生じないように対応してまいりたいと思います。

○大宮惇幸委員 大規模災害復旧事業の契約について、参考までにお聞きしたいのですが、阪神淡路大震災の際、当該県は基準金額5億円を引き上げたのかどうか、資料等があればお示してください。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 申しわけありません。資料がございませんので、後日お知らせしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋昌造委員長 当局には後日改めて御報告していただくようお願いいたします。

○吉田敬子委員 私からは大きく2点質問させていただきます。シイタケ栽培の件でちょっとお伺いしたいのですが、県内でシイタケ栽培をしている方から、先ほど土壌検査のお話しもありましたが、放射線の影響ではだ木が手に入らないので困っているという声をたくさんいただいております。確認のためにお伺いしますが、県の支援の現状と今後さらにどのように支援されていくのか教えてください。お願いします。

○佐野林業振興課総括課長 原木については、基本的に県内で何とか調達できるような調整をしようということで今進めているところでございます。現状についてのデータは今持ち合わせていませんが、困っているのは、福島県等から原木を買い入れて植菌されていた生産者の方々でございます。そういったことを踏まえて、林野庁において全国的な調整の仕組み、マッチングの仕組みを始めているところでございまして、そういった中で調達が可能となるように支援してまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 私が声をいただいた中では、盛岡市の栽培者の方で洋野町種市からいつも買っていたようなのですが、今回基準値を150ベクレル以下に設定されたことでなかなか売ってくださる方がいないと具体的に伺ったのですが、もしほかにも県内から入手されていた方にどのくらいの影響が出ているか、わかっている範囲で結構ですので教えていただければと思います。

○佐野林業振興課総括課長 そういった県内から入手していたものが滞って困っているという声は当課には直接届いていないのが実態でございます。なかなか売っていただけない

のは、結局原木の生産者自身が原木の放射性物質濃度を測定し、150 ベクレル以下であることを確認した上で売ることという林野庁の指導がございまして、そういったものがなかなか進んでいないことがあって滞りかけているのかなという印象でございまして、実態については、私どものところではまだ承知しておりません。

○吉田敬子委員 私はそういった声を結構伺っているのですが、ぜひ今後も支援体制を強化していただきたいと思います。お願いします。

もう一つは、現在ちょうど遠野市で国際森林年国内委員会の視察が行われているということで、私も知っていたのですが、新聞の報道でも、馬搬、馬で搬出するという形態に国際森林年国内委員会の方々もすごく注目されているということです。私は知識不足なので教えていただきたいのですが、遠野市以外の県内で馬搬作業をされている方がどのくらいいらっしゃるのか教えてください。

○藤川森林整備課総括課長 私たちもちょっとその辺のことを調べた経緯がございましてけれども、今のところ遠野市以外ではございません。かつてはいろんなところでそういった馬搬ということを行っていましたが、現在は遠野市のみと認識しております。

○吉田敬子委員 私もちょうとまだ現地で馬搬を見たことはないのですが、県としてはこの馬搬についてどのようにお考えか教えていただければと思います。

○藤川森林整備課総括課長 森林を伐採して、搬出手法はいろいろあるわけですが、馬搬と申しますと量的にも限られますし、またノウハウですとか、後継者の問題とか、そういったこともありまして、なかなか少なくなっているのが現状かと思っております。現在県産木材の確保が非常に低いので、できるだけ道路を広くして少しでも機械を入れて効率的に搬出することが森林所有者のためにもよいということで進めているところでございます。ただ、道路も通せないようなところとか、あと伝統文化といった面でも馬搬はやはり残すべきものかなと考えているところでございます。

○吉田敬子委員 ありがとうございます。最後に、先月の12月に岩手県森林審議会が開催されたと思いますが、その中で特段議論されたこと、課題とされたこと、協議されたことについて教えてください。お願いします。

○藤川森林整備課総括課長 岩手県森林審議会での協議されたことについては、地域森林計画を5年に1回見直しておりますけれども、その案件がほとんど。あと、今回森林法が改正されて、森林林業再生プランの中で、地域森林計画の一斉変更ということが出てまいりましたので、その変更を行うことが今回の大きな議題でございました。具体的には森林の面積とか、森林法の改正に基づく諸手続の見直しとか、そういったことを中心に協議したところでございます。特に課題とされたことはありませんでした。

○高田一郎委員 3点ほどお伺いしたいと思います。

一つは、今議論にありましたシイタケの問題ですが、きのう地元のJAとか森林組合を回ってきましたけれども、シイタケ生産農家は本当に苦悩しているなと感じました。岩手南管内では、シイタケの出荷制限で金額的に7,000万円から8,000万円相当が倉庫に眠ってい

ると。そして、植菌をしても2年後、3年後に本当に生産できるかということで、やめる生産農家がかかなり広がっているというお話しを聞きました。今県内のシイタケの放射能問題について、出荷制限の状況とか、農家の苦悩についてどのような把握をされているのか、まず実態についてお伺いしたいと思います。

○佐野林業振興課総括課長 シイタケの出荷制限について、県として制限しているところはありません。ただ、J Aのように風評等の問題があって出荷を自粛しているといった実態はございます。

○高田一郎委員 出荷自粛というのが正確な表現だろうと思いますが、そろそろ植菌の時期が目前に迫っているのですけれども、今の放射能の実態を考えると本当に植菌していいのか、あるいは本当に売れるのか、そういう不安があってこの際高齢なのでやめるという方々がたくさんいるのが現状であります。そこで、農家には本当に生産していいのかどうか専門的知識がないわけですが、その点で必要な支援はないのか。

もう一つは、今回の出荷自粛は風評被害によるものであるわけですが、これも原子力損害賠償紛争審査会の中間指針から見ても東京電力に対する損害賠償請求の対象に当然なり得ると思うのですけれども、現時点で請求手続はしていないとお伺いしました。これはなぜそういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。

○東大野農林水産部長 シイタケ栽培に関する支援、それから損害賠償の件でございますが、まず専門的技術の支援につきまして、今委員からお話しいただいたような内容については職員が現場に行って生産者の方あるいはJ Aからお話は伺っており、今支援としてどのようなことができるか検討させていただいております。地元のJ A等々ともお話し合いはしてございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

それから、損害賠償の件でございますが、原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針において、本県牛肉については風評被害の一覧に入っておりますけれども、ほかの農産物、特用林産物については対象県に入っておりません。現在対象でないものを損害賠償請求する場合には、風評被害等の損害を実証することを強く求められるような仕組みになってございますので、今文部科学省等に中間指針における風評被害の対象県として入れていただくように要請してございます。そういった対応をしながらシイタケの出荷自粛分についても損害賠償を求めていくということで進めてまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 了解しました。あくまでも原子力損害賠償紛争審査会の中間指針は中間でありますので、その対象になるようにぜひ働きかけていただきたいと思います。また、どのような支援ができるか検討しているとのことでもありますので、シイタケ生産農家の苦悩を解消する対策を進めていってほしいと思います。

もう一つ、県南地方で大きな問題になっているのが汚染稲わらの一時保管場所の問題であります。年内に一時保管場所の選定について方向性を見出したいということで関係自治体は苦勞してきましたけれども、結局方向性が定まらずに新しい年を迎えてしまったという状態だと思います。畜産農家は本当に心身ともに大変な苦勞をしている状況で、一日も早

い解決が求められていると思いますが、現状がどうなっているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○山田畜産課総括課長 ただいま稲わらの処分の進捗状況について御質疑がございましたが、処分の方法としては焼却をする、地中保管をする、すき込みをするという方法が示されておりますが、現在、焼却については八幡平市が既に終了しておりますし、花巻市が焼却を検討しております。それから、すき込みについては五つの市町村が予定しており、一部始まっております。それから、地中保管についても五つの市町村が検討しており、一つの市で完了しております。それから、今回、8,000 ベクレル以上の稲わらについてはすべて一時保管をしなければならないわけですが、これについても動き始めているとの情報をいただいています。

○高田一郎委員 動き始めているということでございますか。

○山田畜産課総括課長 動き始めているというのは既に処理を始めている市町村もありますし、場所等の検討を詰めているところもあると。今年度中にすべて終わるかどうかはまだ市町村によって動きが違いますので、はっきりはしていないところでございます。

○高田一郎委員 例えば一関市の場合は、当初は3カ所から4カ所に集約して、一時保管をするという方向だったのですが、なかなか住民の皆さんの理解が得られないということで、農業団体あるいは畜産関係者からは自己保管で対応したいという要望もあったのですが、なかなか了承されず新しい年を迎えてしまったわけです。一時保管3年間といてもその後の将来的な処理が国から示されない中では、中間処理といっても永久的にそこに処理されてしまうのではないかという不安があって、なかなか集約というのは難しいと思うのです。ですから、私は特に一関市については、そういう畜産農家の思いにこたえて一時保管場所についても集約ではなくて、自己保管のような方法で対応できないものかと思うのです。金銭的な問題も確かにあると思うのですが、やはり農家の思いに心寄せることが大事でありますし、お金の問題については全面賠償の対象にすべきなので、財政的なことは余り考えないで一日も早く対処するという視点で解決を図っていくべきではないかと私は思うのですが、この辺についてはどのように考えているのでしょうか。

○山田畜産課総括課長 ただいま委員からお話しがありましたように、一関市は当初集約保管をするということで住民説明会等を実施してきましたけれども、なかなか難しいということで個別保管も含めて検討をしてお話しを伺っています。県も説明会等に参加しておりまして、農業団体の方、生産者の方、それから一般市民の方からいろいろな意見があり、その中でどれがいいのか一緒になって考えていきたいと思っております。

○高田一郎委員 例えば当該自治体がそういう方向で対応するというのであれば、県としても支援をしていくという考え方でよろしいのでしょうか。

もう一つは、財政的な問題ですが、この一時保管にかかわる財源は国の予備費を活用して対応するとお聞きしました。そうしますと、年度内に工事をしなければならないという制約があると聞いていますけれども、もしそういうことでありますとなかなか困難では

ないかと思うのですが、その点について県としての対応をお伺いしたいと思います。

○山田畜産課総括課長 この稲わらの処理については、牧草も同じでございますけれども、県としても8月に知事専決で予算化をしております。その後、国の予備費で対応できると伺っており、これで対応できるものについては国の予算を使っていこうということで、今両輪で考えているところでございますが、年度内に終わらないことが予想されますので、その辺については、国に対しては来年度予算での対応を要請し、県の予算でも対応していく方向で検討していきたいと考えております。

○高田一郎委員 では、そこは了解しました。最後に廃用牛出荷滞留対策事業についてお伺いいたします。

昨年12月補正予算で対応していただきましたが、畜産農家の方々あるいは獣医の方からお聞きしますと、こういう事業を立ち上げたけれども、恐らく枠が少なく、滞留期間が長くなってしまうのではないかと心配する声も寄せられております。現状がわかりませんので、実態についてお伺いしたいと思いますけれども、そういう心配はないのかどうかお伺いしたいと思います。

○渡辺振興・衛生課長 ただいま御質問がございました廃用牛の集中管理施設の今の状況等について御説明を申し上げます。

現時点におきましては、金ヶ崎町の施設に86頭収容されております。今までの出入りを含めるとトータルで93頭入っております。当初先般の農林水産委員会でも御説明させていただきましたとおり、金ヶ崎町の施設の最大飼養頭数は120頭と試算しておりましたので、今のところは十分可能だろうと思っております。ただし、今後、給与飼料から推定する牛肉中の放射性セシウム濃度等から、と畜場にも成牛市場にも流通することができない廃用牛もある程度は出てくるだろうということで、金ヶ崎町の施設における飼養頭数については若干増加するのではないかと見込んでいるところでございます。

○高田一郎委員 この事業は滞留している廃用牛がと畜場へ出荷可能となるまでの期間、飼育管理を行うための事業だとお聞きしてはいたけれども、県としてはこの期間をどの程度見込んでいるのかお伺いしたいと思います。

○渡辺振興・衛生課長 先般の12月補正予算の内容につきましては、あくまでも今年度いっぱいということで想定しておりますけれども、前回の農林水産委員会でもお話ししましたとおり、現在の出荷滞留の状況を見ますと12月末現在で肥育牛並びに廃用牛、廃用牛と言っても乳牛でございますが、これはある程度解消されたものと考えております。一方で、肉用繁殖牛につきましては12月末時点でまだ1,000頭が滞留しているの見込んでおります。補正予算上は今年度いっぱいということでございますが、来年度も引き続き滞留牛がある程度見込まれるということで、来年度当初予算での対応について内部で調整をさせていただいているところでございます。

○高田一郎委員 期間的にはどの程度という質問をしたのですけれども。

○渡辺振興・衛生課長 今お話ししましたとおり、肉牛繁殖農家における廃用牛につきまし

ては、乳牛と比較いたしますとかなり回転率が悪いので、この集中管理施設についてはおよそ1年から3年程度見込まなければならないのかなと考えているところでございます。

○岩崎友一委員 1点だけお願いなのですが、先程工藤委員の質問の中で、入札契約手続きをどの程度短縮できるかということで、そもそも低入札になれば調査をする必要がないと思いますが、低入札調査の見直しで30日短縮というお話がありました。これは落札率とも絡む話なのですが、たしか昨年度の県発注工事の平均落札率は86%だったと思います。今県が採用している制度は基準価格を事前公表していると思いますが、国土交通省の東北地方整備局が採用しているのは事後公表ということで、落札率が91%から92%だったと思います。落札率を上げようというのはかねてからの課題でもありますので、今回を機に入札制度自体を見直しただけであれば良いのではないかと思いますので、お願いするとともに何かご所見があればお聞かせください。

○沼崎技術参事兼農村計画課総括課長 今御意見をいただきましたことは、入札担当の総務部に伝えて、また検討を進めたいと思います。よろしく申し上げます。

○高橋昌造委員長 ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 なければ、ただいま執行部から発言のありました3件のうち東日本大震災津波に伴う大規模災害復旧事業の早期着工に向けた迅速な契約事務と今後の取り組みについてお諮りいたします。

本案件についてであります。議会の議決を要する大規模工事については、今後、議会として何らかの対応が必要になった場合は、議会運営委員会において検討していくことが適当と考えられ、当職としては、後日総務委員長及び県土整備委員長と調整した上で、議会運営委員長に対し今後必要に応じて対応を検討するよう申し入れを行うこととしたいと考えます。また、今回の調査はこれで終了いたしますが、入札の契約手続きに要する日程の短縮等により、震災からの復興を迅速に進めていく必要もあることから、今後大規模工事の発注予定が具体化していく中で、当委員会においても必要に応じ、執行部から説明を求めていくこととしたいと考えております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋昌造委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につきましては当職に御一任願います。

それでは、これをもって本日の調査を終了します。なお、委員の皆様への連絡事項でございますが、当委員会の県内調査につきましては、さきに御通知申し上げたとおり、1月17日に実施いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会とします。御苦勞さまでした。